

## 理 由 書

「箇所番号 99」について、農業の主たる従事者の死亡により、買取りの申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、生産緑地地区を廃止するものである。

「箇所番号 150」について、生産緑地地区の指定から 30 年が経過し、買取りの申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、生産緑地地区を廃止するものである。